

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史
弁理士

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2019・10・10

賠償額を大幅増額

▽知財高裁▽

ゲームソフトの特許権侵害を認定

ゲーム大手のカプコンが、人気ゲームソフト「戦国無双」などを販売するコーエーテクモゲームスに特許権を侵害されたとして、約9億8千万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、知財高裁は、特許侵害を認めコーエー側に約1億4384万円の支払いを命じた。

一審・大阪地裁判決は、カプコンが持つ2件の特許のうち1件を有効としてコーエーに517万円の支払いを命じたが、知財高裁は2件とも有効と認め、賠償額を大幅に増額した。

争点となったのは、「戦国無双」などのシリーズの一部で続編となるソフトも購入すれば、新たな武器などゲーム内の特典を入手できる機能。コーエー側は「似た機能を持つ既存ゲームがあり、新規性がない」と主張したが、判決では「既存ゲームから容易に発明できたとはいえない」として特許有効と判断した。

カプコンの特許は地裁審理中に出願から20年の有効期限が切れており、コーエー側のゲーム販売などに影響はないとみられる。

高知県須崎市の「しんじょう君」

▽東京地裁▽

類似ゆるキャラの使用停止認めず

高知県須崎市が、市のマスコットキャラクター「しんじょう君」の著作権を侵害しているとして、酷使したキャラクターの「ちいたん☆」の使用停止を求めた仮処分の申し立てについて、東京地裁は却下する決定を下した。

須崎市は、ニホンカワウソをモチーフにした「しんじょう君」を市のマスコットキャラクターにしているが、同じ作者がデザインした類似ゆるキャラの「ちいたん☆」が、著作権を侵害しているなどとして、今年2月、運営する東京の会社に着ぐるみなどの使用停

止を求める仮処分を東京地裁に申し立てていた。

これについて東京地裁は、須崎市が「ちいたん☆」の着ぐるみのデザインを認識したうえで、1年以上にわたり、使用中止を求めていることなどから、市の「黙示の許諾」が認められるとして、9月20日付けで、使用停止を求める仮処分の申し立てを却下した。

須崎市は、「市議会とも相談の上、抗告も視野に進めていきたい」とコメントしている。

対アップル訴訟

▽東京地裁▽

島野製作所の請求を棄却

米アップルに電源アダプターに使われる部品を供給していた電子部品メーカーの島野製作所が、不当な値下げやリベート要求があったなどとして約100億円の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は、島野側の請求を棄却する判決を言い渡した。

損害賠償請求の審理に先立ち、訴訟では「どの国の裁判所で審理するか」という「国際裁判管轄」が争われた。

両社は契約時に「紛争は（アップル本社がある）米カリフォルニア州の裁判所で解決する」と合意していたため、日本の裁判所で審理できるかが争点となったが、地裁は平成28年2月、中間判決で「合意が成立する法的条件を満たしておらず無効」と判断、国内で審理することを決めていた。

判決では、両社は基本契約で米カリフォルニア州法を準拠法と規定していたと指摘。債務不履行については、州法に基づけばアップルが発注予測として示した数量を注文する義務はないと判断。独禁法違反については、原告側が州法に基づく主張や立証をしていないとして「不法行為の成立は認められない」と判断した。

島野製作所は判決を不服として東京高裁に控訴した。

解説

進歩性の判断
知的財産高等裁判所 審決取消請求事件
平成30年(行ケ)第10164号
令和元年8月28日判決言渡

第1 事案の概要

被告は、特許第3916281号(発明の名称:酸味のマスクング方法、請求項の数:2)(本件特許)の特許権者である。原告が、本件特許に無効審判請求したところ(無効2014-800118号事件)、最終的に被告は、明細書及び特許請求の範囲の訂正請求をし(本件訂正)、特許庁は、本件訂正を認めた上、審判請求は成り立たないとの審決(本件審決)をした。原告が、本件審決の取消しを求める本件訴えを提起したものである。

本件審決の理由の要旨は、本件発明(本件訂正後の請求項1に係る発明)は、特開昭59-21369号公報(引用例)に記載された発明(引用発明)等に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとはいえないというものである。

本件審決ではサポート要件の充足性も審理され「サポート要件を充足する」との本件審決に対してこの判断が誤りであるとする取消事由2も本件訴訟で主張されたが、ここでは、進歩性の判断に関する部分(取消事由1)のみを紹介する。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2014-800118号事件について平成30年7月11日にした審決中、請求項1に係る部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

取消事由1(進歩性に関する判断の誤り)について
本件発明と引用発明との対比

本件発明と引用発明との一致点(食酢を含有するドレッシング、ソース、漬物、及び調味料からなる群より選択される少なくとも1種の製品に、酸味のマスクング剤を添加する、該製品の酸味のマスクング方法である点)及び、相違点が、本件審決の認定したとおりであることは、当事者間に争いが無い。

したがって、本件発明と引用発明とは、

「製品の含有する食酢が、本件発明では醸造酢であるのに対し、引用発明ではそのような特定はない点」(相違点1)及び、

「酸味のマスクング剤が、本件発明ではスクラロースであり、その添加量が製品の0.0028~0.0042重量%であるのに対し、引用発明ではアスパルテームであり、その添加量が製品濃度で1~200mg%である点」(相違点2)

において相違する。なお、1~200mg%=0.001~0.2重量%である。

このうち相違点1については、引用発明には対象となる酸味の強い食品、調味料の例として「醸造酢、ピネガー、合成酢等の食酢、すし酢、合せ酢等の加工酢」が挙げられているので、当業者において、引用発明の食酢として醸造酢を用いることは容易に想到することができたものであり、被告も明らかに争わない。そこで、以下、相違点2に係る容易想到性について検討する。

相違点2の容易想到性

(特開平8-205814号公報、小磯博昭ほか5名「スクラロースの味覚特性と他の高甘味度甘味料との比較」日本食品化学学会誌Vol.2(2)、1995、110~114頁、特開平8-196240号公報、特開平8-242805号公報、特開平8-224075号公報の)各文献には、ショ糖の約650倍の甘味を有する非代謝性のノンカロリー高甘味度甘味料であるスクラロースが、アスパルテーム等の他の高甘味度甘味料と比較して、甘味の質においてショ糖に似ているという特徴があることから、多くの種類の食品において嗜好性の高い甘味を付与することが見込まれているとの記載があり、加えて、本

件出願前に、ショ糖や、アスパルテーム、ステビア、サッカリンといった慣用の高甘味度甘味料が酸味のマスクング剤としての機能を備えることが、当業者に周知であったことからすると、引用発明のアスパルテームに代えてスクラロースを採用してみることは、当業者が容易に想到することができたといふべきである。

また、各文献には、スクラロースをその甘さが感じられる閾値より低い濃度で用いた場合でも、塩なれ効果、卵風味の向上効果を奏すること、製品100重量部に対して0.0001~0.1重量部(製品に対して0.0001~0.1重量%)のスクラロースを用いた実施例によれば、カプサイシン0.001%のとき、甘味度が0である0.0001重量部(同0.0001重量%)又は0.005重量部(同0.005重量%)で辛味増強効果を奏すること、スクラロースの甘味を感じさせない0.0025重量%のアルコール/スクラロース水溶液でエチルアルコールの苦味の抑制効果を奏することの各記載がある。

(上述した各文献における本件特許の出願日において知られていた事柄を示す)記載によれば、スクラロースの添加については、向上させようとする風味や製品によって使用量は上下するものの、下限値として、製品に対して0.0001重量%、0.0025重量%、0.005重量%で用いたものなどが知られており、スクラロースの甘味を感じさせない量であっても製品の風味の向上が可能であることを当業者は認識していたものと認められる。

他方、引用例には、アスパルテームによる酸味緩和効果を得るための下限値として1mg%(0.001重量%)、1.5mg%(0.0015重量%)、5mg%(0.005重量%)が挙げられ、上記のスクラロースと同様のレベルの使用量で酸味のマスクングが行えることが記載され、更に、アスパルテームの甘味により、食品・調味料の呈味バランスが崩れないようアスパルテームの添加量は食品・調味料の種類に応じ、適宜設定すべきであるとされている。

また、酸味のマスクングは、甘味の付与を目的とするものではなく、所望の酸味のマスクング効果を奏する場合には、甘味につきすぎて味のバランスが崩れることがないように、甘味料の使用を減らすことは考えても、増量することは考えないから、スクラロースを酸味のマスクング剤に使用する場合であっても、当業者は、酸味のマスクングが実現可能な低い濃度でスクラロースを使用することを指向する。

そうすると、スクラロースを、引用発明の食酢を含む食品(ドレッシング、ソース、漬物、及び調味料などの製品)における、酸味のマスクング剤として使用するに当たり、酸味緩和効果が得られるものの、スクラロースの甘味により前記製品の旨味バランスを崩さない濃度範囲のうち低い濃度を、製品ごとに選択して、スクラロースの従来の使用濃度である0.0001~0.005重量%に重複する0.0028~0.0042重量%という濃度範囲に至ることは、当業者に容易であったといふことができる。

そして、(本件訂正の訂正請求書に添付された明細書である)本件明細書の実施例2~4を参照しても、0.0028~0.0042重量%の濃度範囲を境にして、当業者の期待、予測を超える格別顕著な効果を奏しているとは評価できない。

以上によれば、アスパルテームを製品濃度1~200mg%(=0.001~0.2重量%)で添加する引用発明から、スクラロースを製品の0.0028~0.0042重量%で添加することは、容易に想到することができたものである。

以上のとおりであるから、本件審決の進歩性に関する判断には誤りがあるので、原告の取消事由1は理由がある。

第4 考察

特許庁が「進歩性あり」と判断したものを知財高裁が取り消した判決である。進歩性の判断で実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

店舗の外観・内装 立体商標で保護へ

■特許庁■

改正意匠法の成立により、店舗の外観・内装を含む建築物の空間デザインが新たに保護対象となった。空間デザインとして保護された店舗の外観・内装は、商品・役務の出所を表示するものとして識別力を獲得し、商標として機能する場合もある。

特許庁は、企業のブランディング活動を支援する必要性を踏まえ、商品・役務の出所を表示するものとして識別力を有する店舗の外観・内装については、商標として保護する方向で検討を進めている。

店舗の外観・内装は、特に大規模チェーン店などでは統一したデザインで使用され、企業や店舗のブランディングのための保護ニーズが高まっている。実際に店舗の外観・内装を模倣する事例も多く、商品等の出所を示す外観は、例えば、米国では、いわゆる「トレードドレス」として保護されることがある。

「トレードドレス」について米国商標法上の定義はなく、商品形状、包装容器の形状のほか、飲食店などの外観や内装も含まれる。国によって保護対象や法制度も異なっている。

特許庁では、現行の商標制度の見直しにあたり、店舗の外観・内装以外の立体的形状についても併せて検討することが望ましいとして、立体商標制度の見直しと立体商標等に関する審査運用の見直しについて検討を進める方針。

●現行の立体商標制度の概要 外観の例●



○商標記載欄に店舗の外観全体を表すことは可能

×商標の詳細な説明を記載することは認められていない。そのため、願書において、店舗の特徴的な要素等を文章で説明することはできない。

商標制度小委員会「店舗の外観・内装の商標制度による保護等について」

■ピ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

知財侵害物品の差止状況 輸入差止申立制度の活用

財務省は、令和元年上半期の全国の税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況を発表した。

輸入差止件数は12,844件で、前年同期と比べて7.3%減少したものの、引き続き高水準。また、輸入差止点数は577,534点で、前年同期と比べて14.7%減少した。

仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の83.7%（10,752件）を占めた。

品目別では、医薬品の輸入差止件数が337件（前

年同期比 66.0%増）と増加。また、医薬品、煙草及び喫煙用具、美容品など、健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品の輸入差止めが増加している。

侵害された権利は、商標権が最も多くなっている（輸入差止件数：96.8%、輸入差止点数：88.6%）。

◆輸入差止申立制度◆

輸入差止申立制度とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などを侵害する貨物が輸入されようとする場合に、権利者が税関長に対して、自己の権利を侵害する貨物の輸入を差止めるよう申し立てる制度。

税関による輸入差止の多くは、権利者からの「輸入差止申立」を受けた物品について行われている。海外で製造・販売された偽造品の流入を防止するためには、税関に対し、輸入差止申立を行うことが効果的。

また、裁判に比べてコストがかからず、結果が出るのが早いのもメリットといえる。

申し立ての際には、輸入者を特定する必要はなく、侵害物品が市場に出回っていることの証明ができれば、海外から輸入された時点で侵害物品を排除することができるため、侵害物品の出所を特定できない場合も、この方法を使うことができる。

手続きでは、侵害の事実を説明する侵害被疑物品・その写真、弁理士が作成した鑑定書などが必要になるほか、税関で侵害物品であることを識別できるサンプル、写真、カタログなどを提出する。

申立が受理されれば、侵害品は税関で差止められることになる。

●知的財産別輸入差止実績●

	令和元年上半期		構成比
	件数	点数	
特許権	43	860.0%	0.3%
	3,782	18.2%	0.7%
実用新案権	0	—	—
	0	—	—
意匠権	151	86.3%	1.2%
	47,246	74.8%	8.2%
商標権	12,492	92.3%	96.8%
	511,753	90.6%	88.6%
著作権	212	99.1%	1.6%
	14,693	52.3%	2.5%

財務省「関税における知的財産侵害物品の差止状況」より抜粋

審 決 紹 介

本願商標「賢沢野菜」は、商標法第3条第1項第6号に該当しない、と判断された事例（不服2018-11691、令和1年6月18日審決、審決公報第236号）

1 本願商標

本願商標は、「賢沢野菜」の文字を標準文字で表してなり、第29類及び第32類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、平成29年4月20日に登録出願され、その後、指定商品については、原審における同30年2月16日付けの手続補正書により、第29類「加工野菜」及び第32類「野菜・果汁入り清涼飲料、野菜入り清涼飲料、野菜入り果実飲料、飲料用野菜ジュース」と補正されたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、『賢沢野菜』の文字を標準文字で表してなるところ、本願商標全体として、本願の指定商品との関係において、『賢沢に野菜を（原材料として）使用する』といった意味合いが容易に理解される。そして、このような意味合いと本願の指定商品とは、原材料として野菜が使用されることを踏まえれば、密接な関連性があるというべきである。また、本願の指定商品に関連する分野において、商品の特性や優位性、品質や特徴を表すために、『賢沢に野菜・を』使用」といった表現が使用されている実情がある。加えて、本願商標は、単に標準文字で表されているにすぎない。以上を総合勘案すると、本願商標は、その指定商品の特性や優位性、品質や特徴を簡潔に表したといえるものであるから、需要者は、商品の宣伝広告を表示したものの一類型として認識し、何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標といえる。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、「賢沢野菜」の文字からなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさをもって、等間隔に表されておき、全体として、まとまりのよい一体ものとして把握し得るものである。

そして、本願商標の構成中の「賢沢」の文字は、「必要以上に金をかけること。ものごとに必要な限度を越えていること。」などの意味を、「野菜」の文字は、「生食または調理して、主に副食用とする草本作物の総称。」の意味を有する語（いずれも「広辞苑第6版」株式会社岩波書店）として知られているとしても、これらの語を組み合わせた「賢沢野菜」の文字は、本願の指定商品との関係において、直接的かつ具体的な意味合いを理解させるものとはいえず、一種の造語として理解されるというのが相当である。

そして、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「賢沢野菜」の文字が、商品の宣伝広告等として、取引上普通に使用されている事実を発見できず、さらに、本願の指定商品の取引者、需要者が、当該文字を自他商品の識別標識とは認識しないという

べき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、自他商品の識別標識としての機能を十分に果たし得るものであり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標とはいえないものである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして、本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標（別掲）は、商標法第3条第1項第5号に該当しない、と判断された事例（不服2019-1785、令和1年6月25日審決、審決公報第236号）

1 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成よりなり、第36類「生命保険契約の締結の媒介、損害保険契約の締結の代理」、第41類「パーティの企画・運営又は開催」、第43類「飲食物の提供、宿泊施設の提供」及び第45類「婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供、結婚式・結婚披露宴の企画・運営又は開催、宴会用施設の提供」を指定役務として、平成29年9月15日に登録出願されたものである。

2 原査定の拒絶の理由（要旨）

本願商標は、「BP」の文字を横書きしてなるところ、欧文字2字からなるもので、未だ特殊な態様とまではいえないことから、これのみでは自他役務の識別標識としての機能を果たさない文字であり、極めて簡単で、かつ、ありふれた標準に該当する。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第5号に該当する。

3 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、「B」及び「P」の欧文字を並列して表し、その構成中の各欧文字の左側縦線部は、上下の先端には左右に小さく突起部分を有し、その右側部分とはわずかに間隔を空けて配置されているところ、その構成から「BP」の欧文字を横並びに表してなると認識されるところに、当該欧文字の左側縦線部は、セリフ体の欧文字「I」を表したことを連想、想起させるような構成上の特徴を備えることから、構成全体としては欧文字2字を一種の図案化した書体で表してなる商標と認識、理解されるものである。

そうすると、本願商標は、役務の記号、符号を取引上普通に使用されているような書体又は態様で表したものでなく、極めて簡単で、かつ、ありふれた標準のみからなる商標ということではできない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第5号に該当するとして、本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標（別掲）
BP

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和35年	商標登録第 548610号～第 550908号
45年	商標登録第 847207号～第 850964号
55年	商標登録第1410409号～第1412898号
平成2年	商標登録第2215302号～第2220593号
平成12年	商標登録第2724366号～第2724370号
平成12年	商標登録第3371361号～第3371362号
平成12年	商標登録第4363775号～第4372927号
平成22年	商標登録第5305408号～第5312550号

各年の3月1日～3月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成28年11月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは10月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和1年7月分	24,660	14,726
前 年 比	103%	104%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm